

(別 表)

労働保険事務委託手数料

労働保険事務組合三島商工会議所の事務委託手数料を下記の通り定める。

1) 手数料額

下表の労災保険と雇用保険の金額の合計を労働保険手数料として徴収する。なお、2以上の労働保険番号を所有する事業所は労働保険番号ごとに手数料の算定を行い、その合計額を手数料の総額とする。また、手数料の最低金額は10,000円とし、合計額が10,000円に満たない事業所の手数料は10,000円とする。

2) 被保険者数の算定

下表の労災保険の被保険者数は、前年度の1ヶ月平均の使用労働者数に特別加入者の人数を加えたものとする。同じく、別表の雇用保険の被保険者数は前年度の1ヶ月平均の被保険者数とする。

新規委託事業所の手数料は、委託開始時の常時使用労働者数、特別加入者数、及び雇用保険被保険者数を基に算定する。

3) 手数料の徴収時期

手数料は第1期分の労働保険料と同時に徴収する。なお、年度途中での新規委託や委託解除を行った場合でも、分割、返金を行わない。

被保険者数	労災保険	雇用保険
0人	0円	0円
1人～4人	4,000円	5,000円
5人～15人	6,000円	7,500円
16人～30人	10,000円	15,000円
31人～50人	15,000円	20,000円
51人～100人	20,000円	30,000円
101人～200人	30,000円	60,000円
201人～300人	50,000円	90,000円